# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	児童扶養手当に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

石巻市長

### 公表日

平成27年6月8日

[平成26年4月 様式2]

#### I 関連情報

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

_I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務				
②事務の概要	児童扶養手当法等の規定に基づき、各種申請・届出に伴う対象者の資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童扶養手当受給者等の資格確認 ②児童扶養手当受給者等の現況届の受付・審査 ③児童扶養手当受給者への支払情報の管理 ④児童扶養手当に関する統計処理の実施				
③システムの名称	児童扶養手当ユニット				
2. 特定個人情報ファイル	名				
  児童扶養手当受給者ファイル 					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一第37項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(主) 実施する</li><li>(主) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>				
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の以下の項 第13,16,26,57,64,65,87,116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31,36条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の以下の項第57項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	福祉部子育て支援課				
②所属長	子育て支援課長 道家 由美子				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・					
請求先	総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111				

福祉部子育て支援課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		平成27年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成27年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明